

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づき特例措置を採ることができる精神科病院について、次のとおり認定します。

令和5年4月3日

京都市長 門川大作

病院名	所在地	認定期間
医療法人 稲門会 いわくら病院	京都市左京区岩倉上蔵町 101番地	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
国立大学法人 京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町 54番地	

(保健福祉局障害保健福祉推進室)